

法対象事業に係る風力発電事業の規模要件の考え方について

中央環境審議会の答申（平成 22 年 2 月）において、「風力発電施設の設置を環境影響評価法の対象事業として追加することを検討すべき」とされたことを受け、環境省は、当該追加に当たって必要な技術的事項の検討を行う「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を計 9 回開催した。

本検討会では、法対象とすべき風力発電事業の規模や、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法の基本的考え方等が検討され、平成 23 年 6 月に報告書として取りまとめられている。

本検討会報告書の内容のうち、規模要件の考え方を要約すると、以下のとおりである。

1 規模要件の指標

- 原子力発電を除く発電事業は、指標として「総出力」を設定
- 風車の「基数」も候補となりうるが、近年における定格出力の大型化（基数の減少）への適切な対応は不十分



制度の整合性や簡便性の観点から、総出力を指標とすることが適当

2 規模要件の水準

(1) 条例との関係

- 法対象未満の規模要件が設定されない場合も想定されるため、ナショナルミニマムとしての水準を設定すべき

(2) 自主的取組との関係

- NEDOマニュアル（1 万 kW 以上）との継続性を考慮すべき

(3) 苦情等の発生状況

- 騒音・低周波音に関する苦情等は 1 万 kW から 4 割近くに増加

(4) 動植物・生態系への影響の観点

- 立地場所の動植物に対する脆弱性の観点で風力と類似する地熱発電（1 万 kW 以上）を参考とすべき
- 火力発電（15 万 kW）の土地改変面積（5ha）に対応する風力発電の規模（1 万 kW）を考慮すべき

(5) 法対象事業のカバー率との関係

- 法対象事業の全事業に占める割合（出力ベースのカバー率）について、法制定時における他の発電事業のカバー率（火力発電 97%、水力発電 84%）を参考とすべき（1 万 kW 以上の風力発電⇒84%）



環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある規模（第 1 種事業）として 1 万 kW とすることが適当

※ 第 2 種事業（第 1 種事業に準ずる規模）⇒第 1 種事業の規模×0.75（政令値）=7,500kW

<参考意見>

(1) エネルギー政策との関係

- エネルギー基本計画における導入目標を達成できる水準が必要
- 震災の影響も考慮すると2万kW、3万kWないし5万kWとすべき

(2) 騒音・低周波音、鳥類への影響の観点

- 1基(例えば定格出力1,500kW程度)から現に健康影響の訴えが生じていること、1,000~2,000kW以上から希少種を含む鳥類の衝突死の事例があること等から、5,000kW又はそれ以下とすべき

表. 風力発電事業の規模要件の水準ごとの比較 (検討会報告書から抜粋)

第1種事業の規模要件	0.5万kW 〔第2種: 0.375万kW〕	1万kW 〔第2種: 0.75万kW〕	1.5万kW 〔第2種: 1.125万kW〕	2万kW 〔第2種: 1.5万kW〕	3万kW 〔第2種: 2.25万kW〕
騒音・低周波音に関する苦情等の発生状況(注)	0.5~1万kWの事業の苦情状況: 27%	1~1.5万kWの事業の苦情状況: 38%	1.5~2万kWの事業の苦情状況: 44%	2~3万kWの事業の苦情状況: 69%	3万kW以上の事業の苦情状況: 57%
動植物に関する苦情等の発生状況	0.5~1万kWの事業の苦情状況: 10%	1~1.5万kWの事業の苦情状況: 16%	1.5~2万kWの事業の苦情状況: 45%	2~3万kWの事業の苦情状況: 38%	3万kW以上の事業の苦情状況: 47%
景観に関する苦情等の発生状況	苦情等が発生した件数(7件)のうち、6件は8基以上の風力発電所				
NEDOマニュアル対象規模との関係	マニュアル対象規模より小さい規模の事業も法アセスに該当	マニュアル対象規模と第1種事業の規模が同じ	マニュアル対象規模と第2種事業の規模が概ね同じ	第1種事業の規模はマニュアル対象規模より大きい	
カバー率 (出力ベース、直近3年)	第1種:94% 第2種:94%	第1種:84% 第2種:93%	第1種:73% 第2種:82%	第1種:54% 第2種:73%	第1種:40% 第2種:40%
再生可能エネルギーの導入との関係	いずれの水準においても、一定の環境影響評価の手續期間を要するものの、手續を通じて住民等の理解が進み、事業が促進される効果が期待される。				

(注) 最寄り苦情者宅までの距離が600m以内